

# 令和3年度 目黒区学童保育クラブの自己チェックシート

施設名： 鷹番 学童保育クラブ

<自己チェックの進め方>

- ①各施設単位で、運営の内容について確認します。
- ②各チェック項目について育成支援の記録を見ながら振り返ってください。
- ③その際、別紙「自己チェックリスト」にある「評価の着眼点」を目安にしてください。また、併せて「放課後児童クラブ運営指針解説書」も参考にしてください。なお、各チェック項目の設問は、運営指針の指針項目に基づいています。
- ④各チェック項目を振り返った結果は、以下の要領で「結果」欄に記入してください。  
例えば「○：できている(評価の着眼点の事項が全てできている)」「△：一部できている(評価の着眼点の事項が一部できている)」「×：できていない(評価の着眼点の事項がほとんどできていない)」といった三段階でドロップダウンリストから選択してください。なお、評価の対象に当てはまらない場合は、「-：該当しない(評価の対象に当てはまらない)」を選択してください。
- ⑤○、△、×すべての評価について、その結果に至った理由(なお、評価が△、×だった場合は改善に向けた対策案など)をコメント欄に必ず記入してください(100字以内)。職員間で評価結果や気づき、よりよい育成支援の視点等を共有する際に役立ちます。

## I 運営指針 総則、職員の資質向上、事業の対象となる子どもの発達に対応する項目

区 分	チェック項目	結果	コ メ ン ト
1 趣 旨	○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	放課後児童クラブ運営指針を踏まえ、子ども個人、集団としての保育の質の向上を行っている。
2 放課後児童健全育成事業の役割	○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の役割を理解している。	○	子ども一人ひとりの状況や発達段階を踏まえつつ、保護者と連携して支援を行うように努め、安心して過ごせるよう環境を整え保育を行っている。
3 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1)放課後児童クラブにおける育成支援	○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○安全面に配慮しながら、子ども自ら危険を回避できるようにしていくと共に、子どもが主体的に遊びや事業を行えるようにしている。
	(2)保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等の関係機関と連携している。	○子ども達の日々の様子は連絡帳やクラブ便り、個人面談等で保護者と情報共有している。また学校等の関係機関とは担任との懇談や、必要に応じて情報交換の場を設け実施している。
	(3)放課後児童支援員等の役割	○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○職員は放課後児童支援員研修を受講し、役割について理解している他、様々な研修等に参加し、自己研鑽に励んでいる。
	(4)放課後児童クラブの社会的責任	○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。	○支援員として自己研磨、知識・資質の向上に日々、努めている。また、関係機関と連携をとりつつ、支援を行っている。
4 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努めている。	○放課後支援員等の言動は子どもや保護者に大きな影響を与えるため、仕事を進める上での倫理を自覚して、育成支援の内容の向上に努めている。
	(2)法令遵守のための組織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○研修やOJTを通じて育成支援の内容、職場環境、財政・事業運営を含めて法令遵守の必要性に組織的に取組み、職員一人ひとりの資質の向上と育成支援の充実に努めている。
5 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	要望や苦情があった場合は、職員間、子育て支援課と情報共有や対策を講じながら、迅速に誠意を持って対応している。
6 事業内容向上への取り組み	(1)職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○育成支援の中での連携を効果的に行うとともに、会議の開催や記録の作成等を通じて情報交換や情報共有を図っている。
	(2)研修等	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	○職場内外の様々な機会を捉えて資質の向上を図るための研修等の機会を充実させ積極的に放課後児童支援員に周知を図り参加を促している。
	(3)運営内容の評価と改善	○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	○区としては、令和元年度より運営主体が実施する利用者アンケートに加え自己評価を導入することで事業内容の向上や改善を図ると共に、HPでも結果を公表し各学童保育クラブがどのように取組んでいるかを明らかにしている。
7 子どもの発達理解	○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて一人ひとりの心身の状態を把握しながら育成支援を行っている。

## II 運営指針 放課後児童クラブにおける育成支援の内容、学校及び地域との関係に対応する項目

区 分	チェック項目	結果	コ メ ン ト
8 育成支援の内容	(1)育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○子ども一人ひとりの発達の特徴や子ども同士の関係を捉えながら、個人、集団共に生活を豊かにしていくように努めている。
	(2)育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○育成支援の留意点を理解した上で、毎年保育方針を作成し、それを基に保育を行っている。
9 障害のある子どもへの対応	(1)障害のある子どもの受入れの考え方	○障害のある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○発達障害の児童の適切な配慮及び環境整備を行っている。
	(2)障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点	○障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○職員は様々な研修や学習会を通じて、障害や障害児保育に対する理解を深めている。
10 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1)児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○子ども家庭支援センターや、関係機関と連携して適切に対応している。
	(2)特別の支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○子どもと保護者の安定した関係の維持に留意しつつ、子ども家庭支援センターや関係機関と連携して適切な支援を行っている。
	(3)特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護と秘密保持に留意している。	○子どもの利益を損ねることのないよう、保護者や子どものプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意している。
11 保護者との連携	(1)保護者との連絡	○各種連絡手段を活用して、子どもの出席、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	○連絡帳の活用やクラブ便りの他、送迎時に保護者と情報共有を行っている。
	(2)保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○連絡帳でのやり取りや個人面談、親子行事への参加時に情報交換や相談に適宜対応し、保護者と信頼関係を築くことに努めている。
	(3)保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	○保護者との協力関係を構築できるよう保護者会や保護者が参加する活動・行事を設けている。

12	育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1) 育成支援に含まれる職務内容	○ 育成支援に係る職務を実施している。	○ 育成に関わる業務として必要とされている業務は、全て行っている。
		(2) 運営に関わる業務	○ 運営に関わる業務を実施している。	○ 運営に関わる業務として必要とされている業務は、行っている。
13	学校との連携	(1) 学校との連携	○ 情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○ 夏季に学校施設を借用して保育を行ったこともあり、学校の担任や教諭と懇談等を設け、情報交換や情報共有を行い、連携がより取れるようになっている。
		(2) 学校との連携におけるプライバシーの保護	○ 学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○ 学校と情報交換や情報共有を行う際には、個人情報の取り扱いや秘密保持について、事前に取り決めをし、確認が取れないものに関してはその都度行っている。
14	保育所、幼稚園等との連携	○ 情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	△	様々な保育所・幼稚園の出身児童が多い。鷹番小学校区域内の保育所とは連携がとれる状況だが、新型コロナウイルス感染症の流行により難しい状況となっている。地域の連絡会等を活用した協力関係の構築を模索している。
15	地域、関係機関との連携	○ 地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	△	新型コロナウイルス感染症の流行により、地域との関係を深める場が少ないうえ、住区、PTA、主任児童委員、町会長等と連携が図れるよう、関係性の保持に努めている。
16	学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1) 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ	○ 学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○ 主に夏季に学校施設を借用して保育を行った。留意事項を理解し、適切に対応した。
		(2) 児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○ 児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○ 単独施設のため日常的に児童館を活用した放課後児童クラブ運営とはならないが、行事や活動によって地域内外の児童館を利用し、連携が取れるようにしている。

### Ⅲ 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策に対応する項目

区分	チェック項目	結果	コメント
17 衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○ 日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○ 新型コロナウイルス感染症対応を含め、日常の衛生管理に努めている。衛生管理や感染症に関するマニュアル、ガイドラインに従って対策を講じ、対応している。
	(2) 事故やケガの防止と対応	○ 事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○ 危機管理マニュアル等を作成し、事故やケガが発生した場合には、速やかに適切な処置、対応を行っている。
	(3) 防災及び防犯対策	○ 防災及び防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○ 災害時初期対応マニュアルに沿って対応している。毎月1回防犯または防災訓練のほか、171災害伝言ダイヤル訓練、見守りメールの配信訓練を実施している。
	(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○ 関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	○ 地域安全マップを作成している。必要に応じて、保護者や学校と連絡を取り合って危険箇所の確認等をし、子ども達の安全を確保している。

### Ⅳ 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策、放課後児童クラブの運営に対応する項目

区分	チェック項目	結果	コメント
18 施設及び設備	(1) 施設	○ 放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設(専用区画)を有している。	○ 放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設(専用区画)を有している。また敷地内には庭もあり、屋外遊びも展開できる。
	(2) 設備、備品等	○ 放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	○ 衛生及び安全が確保された設備を有し、子どもの所持品を収納するロッカーや子どもの生活に必要な備品、遊びを豊かにするための玩具及び図書を備えている。
19 職員体制	(1) 職員配置	○ 支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	○ 目黒区の配置基準に基づいて職員配置がされている。
	(2) 育成支援の実施	○ 支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○ 放課後児童クラブ運営指針では、支援の単位を「おおむね40名」としている。40名以上の児童の受け入れを可能としているため、在籍児童数が40名を超える場合もあるが、目黒区の配置基準に基づいて職員配置がされている。
	(3) 放課後児童支援員の雇用形態	○ 放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○ 放課後児童支援員が長期にわたって安心して就業できるよう、処遇改善や労働環境の整備に努めている。
	(4) 勤務時間	○ 放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。	○ 子どもの受け入れ準備、打合せ、育成支援の日誌作成、清掃、片付け、配布物等の作成、事務処理等を含め開所時間の前後に準備時間を設けるよう努めている。
20	子ども集団の規模(支援の単位)	○ 適切な子ども数規模の範囲(おおむね40人以下)で運営している。	△ 区としては、現在の入所希望に対応するため、当面の間、1つのクラブにおいて70名を上限とし、それを超える場合は、2クラス等の運営ができるように施設を整備することとしている。
21	開所時間及び開所日	○ 開所時間及び開所日を適切に設定している。	○ 開所時間は、8:15～18:15(一部の学童保育クラブで8:00～19:00)とし、開所日は、年間290日程度となっている。
22	利用開始等に関わる留意事項	○ 利用開始や退所に関わる留意事項を理解し、適切に対応している。	○ 区として作成した利用案内を窓口、各施設等で配布し、併せて区のホームページでも公開している。また、利用開始にあたっては、各施設ごとに説明会を開催し、入所案内を配布し、利用及び退所時の説明を行っている。
23 運営主体	(1) 運営主体の要件	○ 安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○ 放課後児童クラブの運営は、育成支援の継続性という観点から、子どもの福祉について理解し、安定した経営基盤と運営体制を有する主体が安定的・継続的に担っている。また、地域の実情についても理解をしている。
	(2) 運営上の留意事項	○ 放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○ 放課後児童クラブの運営主体の留意点の項目について理解し運営に努めている。
24	労働環境整備	○ 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	○ 目黒区安全衛生委員会、および児童施設安全衛生委員会で職場環境測定、ストレスチェック、より良い職場づくりアンケート改善策の実施を行っている。
25 適正な会計管理及び情報公開	(1) 会計管理	○ 放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○ 放課後児童クラブの公益性に照らし、保育料徴収の手続きや管理及び執行を適正に行い、執行状況報告について監査等を行い適正な会計管理に努めている。
	(2) 情報公開	○ 放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	○ 事業内容や財務及び収支の状況について情報公開し、保護者や地域社会に対する説明責任に努めている。